

出題傾向

H17年～R6年出題実績なし。

出題予想

出題確率は低いと予想。個人事業と法人事業の主な特徴を押さえておく。



1 個人事業の主な特徴

- ① 小さな小売店やサービス業に適している。
- ② 開業手続きは簡単で費用がかからない。
- ③ 事業内容の変更は経営者の意思により法的な制約はない。
- ④ 開業のための資金は必要だが、資本金という形で一定額を準備しなければならないということはない。
- ⑤ 事業から生じた利益はすべて経営者個人のものとなるが、取引によって生じた債務は経営者が自分の財産をもって弁済する。
- ⑥ 所得が多くなると累進課税制度により、法人よりも税率が高くなる。

2 法人・会社とは何か

法人…法律上、権利義務の主体となることを認められたものである。

会社…営利性の高い行為を行い、権利義務の主体となることが認められたものである。

3 法人事業の主な特徴

- ① 一般的に社会的信用力に優れ、大きな事業を行う場合や取引先の開拓、従業員の確保等の点で有利である。
- ② 法人設立には手間と時間と費用がかかる。
- ③ 事業内容は「定款」の範囲内に限定される。定款に記載された目的だけではなく、そのために必要有益な行為も目的の範囲内である。変更するには登記が必要である。
- ④ 最低資本金は撤廃され、1円からでも会社設立可能である。
- ⑤ 株式会社・合同会社の場合は、出資の範囲内での有限責任となる。ただし、中小企業では代表者が連帯保証の責任を負うことが多い。
- ⑥ 役員報酬は経費となる。
- ⑦ 所得が多くなると個人事業よりも税率が低くなる等の節税効果がある。



学習のPOINT



- ☐ 事業の規模、業種、将来への見込み等によって開業形態を選択する。
- ☐ 個人事業は、手続きは簡易だが、無限責任（社員が自己の全財産をもって、債権者に対して弁済する責任を負う）である。
- ☐ 個人事業は、所得が多くなると累進課税制度により法人よりも税率が高くなる。
- ☐ 法人事業は、定款作成や登記等の手続きが必要だが、社会的信用力に優れている。
- ☐ 法人の事業内容は「定款」の範囲内に限定される。
- ☐ 法人の最低資本金は撤廃され、1円からでも会社設立可能である。
- ☐ 株式会社・合同会社の場合は、出資の範囲内での有限責任となる。ただし、中小企業では代表者が連帯保証の責任を負うことが多い。
- ☐ 法人の役員報酬は経費となる。
- ☐ 法人事業は、所得が多くなると個人事業よりも税率が低くなる等の節税効果がある。

出題傾向

H18年 第1問、第3問★	H30年 第1問★
H21年 第16問（設問1・設問2・設問3）	R1年 第1問★
H22年 第5問、第6問（設問1★・設問2★）	R4年 第4問
H26年 第17問	R5年再試験 第5問

★印は、論点を理解するのに最適な問題を示します。

出題予想

出題頻度の高い論点。法人の種類・特徴をしっかり理解する。また持分会社の区別をできるようにしておく。



1 法人の種類

法人は大きく公法人と私法人に分類される。

公法人…国家的公共事業の遂行に関わる目的で公法に準拠。国や地方自治体等。

私法人…私的な任務遂行のために私法に準拠。

- ① **公益法人**…学校法人、宗教法人、NPO法人等。
- ② **中間法人**…労働組合、協同組合等。
- ③ **営利法人**…株式会社、持分会社。

2 営利法人の種類

(1) 株式会社と持分会社の違い

出資者＝社員の地位が株式か持分かということ。株式は広く流通させることが可能だが、持分は広く流通することを前提としていない。

過去問チェック

H22-6(1)

H30-1

R1-1-イウエ

株式会社と持分会社

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社
出資者の地位	流通を前提とする株式	流通を前提としない持分		
出資者の責任	<u>間接有限責任</u>	<u>無限責任</u>	<u>直接有限責任</u> <u>または無限責任</u>	<u>間接有限責任</u>
設立時最低社員 (出資者) 数	1 名	<u>1 名</u>	<u>2 名</u>	<u>1 名</u>
定款認証	必要	不要		
業務執行権 代表権	取締役 (取締役会非設置会社) 代表取締役 (取締役会設置会社)	原則として全社員が業務執行、会社代表 (<u>定款で一部の社員のみとすることは可能</u>)		
取締役（または代 表社員）の任期	原則 2 年 (非公開会社は最長10年)	制限なし		
重要事項決定	株主総会	原則として全社員による合意		
利益・権限	出資額に比例	決め方は自由		
決算公告	必要	不要		

(2) 株式会社の主な特徴

- ① 原則として誰でも株式を取得すれば株主となれるため、広く資本を結集し大規模会社を作れる。

株式譲渡自由の原則があるが、定款の定めにより株式譲渡制限会社も存在し、中小企業は株式譲渡制限会社の方が多い。

② 間接有限責任

株主は株式の引受価額を限度に出資義務を会社に対して負うが、会社債権者に対しては責任を負わない。

③ 所有と経営の分離

本来、株主は会社経営全般の意思決定ができるはずだが、経営という専門的な仕事は株主総会で選任した取締役等に任せているということである。ただし、経営上重要な決定は株主総会で決められる。また、株式譲渡制限会社・取締役会非設置会社では所有と経営の分離は行われていない。

④ 剰余金分配規制

配当等社外流出の場合は、少なくとも剰余金が必要で、債権者保護を行っている。

過去問チェック 

R4-4-エ

(3) 持分会社の特徴

少数の信頼しあえる仲間の集まりで運営される会社である。合名会社・合資会社・合同会社がある。

合名会社の主な特徴

- ① 無限責任社員のみで構成。会社債務の返済は個人財産によっても弁済義務がある。
- ② 退社しても2年間は会社債務の無限責任を負う。
- ③ 各社員が業務執行権、代表権を有する。
- ④ 持分譲渡・定款変更等の重要事項は原則社員全員の同意が必要である。
- ⑤ 法人格が認められている。
- ⑥ 株式会社への組織変更、合資会社、合同会社へ種類変更することができる。
- ⑦ 法人税が課せられる。

合資会社の主な特徴

- ① 無限責任社員と有限責任社員で構成されている。
- ② 有限責任社員でも無限責任社員同様に原則業務執行権と代表権を有する。
- ③ 定款変更等の重要事項については原則社員全員の同意が必要である。
- ④ 法人格が認められている。
- ⑤ 株式会社への組織変更、合名会社、合同会社へ種類変更することができる。
- ⑥ 法人税が課せられる。

合同会社（日本版LLC）の主な特徴

- ① すべて有限責任社員だが、運営は社員全員が関与可能である。（1人でも設立可能）
- ② 法人税が課せられる。
- ③ 定款で業務執行社員を定められる。善管注意義務・競業避止義務等がある。
- ④ 原則社員の出資割合に応じた利益配当となる。定款で特別配当も可能である。
- ⑤ 債権者保護のため、出資の払戻し及び退社に伴う持分の払戻しは制限される。
- ⑥ 定款変更は原則社員全員の同意が必要である。
- ⑦ 定款に別段の定めがある場合を除き、業務は社員の過半数をもって決定する。
- ⑧ 法人格が認められている。
- ⑨ 株式会社への組織変更、合名会社、合資会社へ種類変更することができる。
- ⑩ 自然人、法人いずれも業務執行社員となることができる。

過去問チェック 

H18-3-①②

③④

H21-16(1,2)

H22-6(1)

H22-6(2)-c

H26-17

過去問チェック 

R4-4-ウエ

R5再-5

H18-1-エ

H18-3-②③④

H21-16(1,2,3)

H22-5

H22-6(2)-D

(4) その他

① 特例有限会社

会社法の施行により、有限会社法が撤廃され「有限会社」の新設は認められなくなった。しかし、今までの有限会社は会社法において株式会社の一種である「特例有限会社」として存在する。商号は「有限会社」と称することが義務付けられている。また定款の変更により株式会社への変更も可能となった。

② 有限責任事業組合（LLP）

「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づいて設立登記されたもので、合同会社と同様の有限責任等の特徴を有する。

有限責任事業組合（LLP）の主な特徴

- ・ パススルー課税（LLP自体には課税されず、構成員に直接課税される）が認められている。
- ・ LLPは組合であり、構成員は2人以上必要である（組合員のうち1人以上が日本居住者または内国法人でなければならない）。
- ・ 株式会社に組織変更することはできない。
- ・ 業務執行は組合員全員の同意が必要である。
- ・ 組合員の同意により、出資割合とは異なる利益配分ができる。
- ・ 法人格は認められていない。

③ 特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であって、特定非営利活動促進法によって設立された法人。設立目的は、保健、医療または福祉の増進を図る活動等の法定の20項目で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに限られる。しかし、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で、収益事業等その他の事業を行うことができる。ただし、その収益は特定非営利活動にかかる事業のために使用しなければならない。

特定非営利活動法人（NPO法人）の主な特徴

- ・ 役員として理事を3人以上、監事を1人以上置かなければならない。なお、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- ・ 特定非営利活動法人を設立するためには、定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面、設立趣意書等の必要書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。
- ・ 特定非営利法人は、毎事業年度初めの3か月以内に前事業年度の事業報告書等並びに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。



- ☐ 株式会社と持分会社の違いは出資者＝社員の地位が株式か持分かということ。
- ☐ 株式会社の特徴は、①広く資本を結集し大規模会社を作れること、②間接有限責任、③所有と経営の分離、④剰余金分配規制にある。
- ☐ 合名会社の特徴は、①無限責任社員のみで構成、②退社しても2年間は会社債務の無限責任を負う、③各社員が業務執行権、代表権を有する、④持分譲渡・定款変更等の重要事項は原則社員全員の同意が必要である、⑤法人格が認められている、⑥株式会社、合資会社、合同会社への組織変更することができる、⑦法人税が課せられる。
- ☐ 合資会社の特徴は、①無限責任社員と有限責任社員で構成、②有限責任社員でも無限責任社員同様に原則業務執行権と代表権を有する、③定款変更等の重要事項については社員全員の同意が必要である、④法人格が認められている、⑤株式会社、合名会社、合同会社へ組織変更することができる、⑥法人税が課せられる。
- ☐ 合同会社の特徴は、①すべて有限責任社員だが、運営は社員全員が関与可能、②法人税が課せられる、③定款で業務執行社員を定められる、④原則社員の出資割合に応じた利益配当となる、⑤債権者保護のため、出資の払戻し及び退社に伴う持分の払戻しは制限される、⑥定款変更は原則社員全員の同意が必要である、⑦定款に別段の定めがある場合を除き、業務は社員の過半数をもって決定する、⑧法人格が認められている、⑨株式会社、合名会社、合資会社への組織変更することができる。
- ☐ 有限会社の新設は不可能となったが、特例有限会社として存在している。
- ☐ 有限責任事業組合（LLP）は「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づいて設立登記されたもので、合同会社と同様の有限責任等の特徴を有するが、パススルー課税（LLP自体には課税されず、構成員に直接課税される。）が認められている。
- ☐ LLPは組合であるため、株式会社に組織変更することはできない。
- ☐ LLPは組合員の同意により、出資割合とは異なる利益配分の割合を決めることができる。
- ☐ 特定非営利活動法人（NPO法人）は特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であって、特定非営利活動促進法によって設立された法人。
- ☐ 特定非営利活動法人には、役員として理事を3人以上、監事を1人以上置かなければならない。なお、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- ☐ 特定非営利活動法人を設立するためには、定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面、設立趣意書等の必要書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。
- ☐ 特定非営利法人は、毎事業年度初めの3か月以内に前事業年度の事業報告書等並びに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。